二　認定事業年度等の開始の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数が三十六でない場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二の二第三項に規定する地方事業所特別税額控除限度額は、三十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額に当該法人の当該適用年度の同条第五項第十号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。

第二十七条の十二第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項又は第二項」に改め、「（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。第十一項において同じ。）」を削り、同項第二号中「分割承継法人（分割により設立したものを除く。）、被現物出資法人（現物出資により設立したものを除く。）又は被現物分配法人をいう」を「分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人を除く」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項又は第二項」に、「同条第二項第八号」を「同条第五項第九号」に、「第九項」を「第十一項」に、「（当該合併法人」を「（当該法人」に改め、同項第一号中「基準日」の下に「（当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「が適用年度」を「が同条第五項第一号に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）」に改め、「合併法人又は」の下に「適用年度において行われた」を加え、「又は現物分配」を「又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）」に、「分割法人等若しくは分割承継法人等」を「分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「同項第二号に規定する場合に該当する」を「法第四十二条の十二の二第一項第二号及び第二項第二号に規定する雇用者の数が零である」に改め、「同条第二項第四号に規定する」を削り、「同項第五号」を「同条第五項第六号」に、「第六十八条の十五の二第二項第一号」を「第六十八条の十五の三第五項第二号」に、「第四十二条の十二第二項第三号又は第六十八条の十五の二第二項第二号」を「第四十二条の十二の二第五項第三号又は第六十八条の十五の三第五項第三号」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同項第三号ロ中「を合計した数」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法第四十二条の十二の二第五項第十号に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

7　法第四十二条の十二の二第七項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、第一項に規定する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

第二十七条の十二に次の二項を加える。

16　法第四十二条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする法人がこれらの規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の一年前の日から当該事業年度終了の日までの間に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合には、同条第七項に規定する離職者がいないかどうかの判定については、次に掲げる事業年度は、当該法人の当該開始の日前一年以内に開始した事業年度とみなす。

一　当該合併、分割若しくは現物出資（法人を設立するものに限る。以下この号において「合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人のうち、当該合併等の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準法人」という。）の当該合併等の日前に終了した事業年度（当該合併等の日前に終了した事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）及び当該基準法人である分割法人又は現物出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間を当該合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の当該合併等の日前の各事業年度とみなした場合に基準日となる日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む当該被合併法人、分割法人又は現物出資法人の各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

二　当該合併、分割又は現物出資（法人を設立するものに限る。以下この号において「合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人のうち、当該合併等の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準法人」という。）の当該合併等の日前に終了した事業年度（当該合併等の日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）及び当該基準法人である分割法人又は現物出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間を当該合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の当該合併等の日前の各事業年度とみなした場合に基準日となる日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む当該被合併法人、分割法人又は現物出資法人の各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

法人が法第四十二条の十二の二第三項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この項において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）につき同条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた日以後に終了する各事業年度が基準雇用者数又は法第四十二条の十二の二第五項第五号に規定する地方事業所基準雇用者数（以下この項において「地方事業所基準雇用者数」という。）が零に満たない事業年度（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）に該当しないことを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

17　第二十七条の十二を第二十七条の十二の二とする。

第二十七条の十一の次に次の一条を加える。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二　法第四十二条の十二第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が二千万円（法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者にあつては、千万円）以上のものとする。

第二十七条の十二の三第一項を次のように改める。

法第四十二条の十二の三第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　生活衛生同業組合

二　生活衛生同業小組合

三　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十七条の三第一項の規定により指定された都道府県生活衛生営業指導センター

四　農業協同組合

五　農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

六　農業協同組合中央会

七　漁業協同組合